

訴 状

令和3年2月5日

徳島地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辰 巳 裕 規

同 富 本 和 路

同 森 本 健 夫

〒 [redacted] 徳島県 [redacted]

原 告 株 式 会 社 王 王 軒

同代表者代表取締役 近 藤 純

〒 [redacted] 徳島県 [redacted]

原 告 株 式 会 社 三 五 八

同代表者代表取締役 [redacted]

〒659-0066 兵庫県芦屋市大榎町5-13

芦屋グランドビル302 芦屋本通り法律事務所

電 話 0797-61-5215

FAX 0797-61-5216

原告ら訴訟代理人弁護士 辰 巳 裕 規

〒656-0025 兵庫県洲本市本町6丁目2-17

兵庫シーランドビル5階 おのころ法律事務所

電話 0799-22-3280

FAX 0799-22-3281

原告ら訴訟代理人弁護士 富 本 和 路

〒770-0854 徳島県徳島市徳島本町2丁目32番地

松島ビル2階 森本法律事務所【送達場所】

電話 088-676-2252

FAX 088-676-2253

原告ら訴訟代理人弁護士 森 本 健 夫

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

被 告 徳 島 県

同 代 表 者 知 事 飯 泉 嘉 門

国家賠償請求事件

訴訟物の価額 1,100万円

貼用印紙額 5万3,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、それぞれ金550万円及びこれに対する令和2年7月31日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決ならびに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 原告ら

- (1) 原告株式会社王王軒^{わんわんけん}（甲1の1）

原告株式会社王王軒（以下、「原告本店」）は、中華そば飲食店の経営等を目的とする株式会社である。原告本店は、藍住町にて「支那そば 王王軒<本店>」を営業している。

原告本店は、平成10年5月に開店。店名の由来は「世界の王」こと王貞治氏のように世界の人に愛されるラーメン店を目指し王王軒と命名したものである。「子供が食べて美味しいと思う中華そばを作りたい」をモットーに子供をつれた家族連れの方から、老夫婦など様々な層のお客様に愛されるようなこだわりのラーメンを提供し続けている。スープは自己流で試行錯誤をつづけ現在のスープにたどりつき、麺は自慢の自家製麺を使用している。

- (2) 原告株式会社三五八^{サイコーヤ}（甲1の2）

原告株式会社三五八（以下、「原告石井店」）は、中華そば飲食店の経営等を目的とする株式会社である。原告石井店は、石井町にて「支那そば 王王軒<石井店>」を営業している。

2 新型コロナウイルス感染者の立ち寄りと同意なき店名公表

- (1) 徳島県内20例目の新型コロナウイルス感染者の確認

被告の公表資料によると、令和2年7月29日20時30分、徳島県立保健製薬環境センターの検体検査の結果、県内で20例目の「新型コロナウイルス

ルス」感染者が確認されたとのことである。概要は以下のとおりである。

【20例目】（甲2）

ア 年代：20代

イ 性別：男性

ウ 居住地：大阪府在住（徳島保健所管内に滞在中）

エ 職業：大学生

オ 症状・経過：

7月28日 37.8度の発熱、咳、頭痛、全身倦怠感、関節筋肉痛
が出現。帰国者・接触者相談センターに相談。

7月29日 保健製薬環境センターによる検査の結果、新型コロナウイルス
感染症と確定。

カ 行動歴：7月24日に、大阪府内から帰省。

7月26日に、北島町の体育館及び藍住町の飲食店に立ち寄り。

(2) 令和2年7月30日午前8時55分ころの電話連絡（甲3）

令和2年7月30日午前8時55分ころ、原告本店代表取締役近藤純（以下、「近藤」）は、徳島保健所担当者から電話連絡を受け、20例目の患者が同月26日午後5時半から20分間ほど、原告本店を利用していたこと、店舗の場所や店舗名が公表される可能性があることを突然告げられた。

近藤は、突然の電話で新型コロナウイルス（以下、単に「コロナ」）のことを告げられて動揺したが、飲食店にとってコロナに関する風評被害は致命的であるとすぐに判断した。このため、近藤は、コロナでただでさえ売り上げが落ちているところ、店名公表により更に客が減ると店をたたまないといけない、従業員やその家族のこともあるので、公表は本当にやめて欲しいなどと上記担当者に伝えた。同担当者は、公表するかどうかは最終的には知事の判断となる、と返答したため、近藤は、公表はやめてもらいたいと知事に伝えて欲しいと告げた。

(3) 同日10時～11時ころの電話連絡（甲3）

その後、徳島保健所担当者より近藤に対して2度目の電話があり、原告本店へ訪問し消毒などを行いたいとのことであったが、指定された時間が近藤の都合がどうしても悪く、近藤は同日の別の時間帯や翌日を提案したが、徳島保健所の都合が悪いとのことで、結局、徳島保健所の判断で、徳島保健所担当者から電話で聴き取りがなされることとなった。近藤は、保健所担当者に対し、店内でのマスク着用、消毒などについて説明し、感染者を含む8名の団体が来た前後のことなどを説明した。

近藤は、この電話の際も、どうしても公表になるのか、たたでさえ店の売り上げがコロナで落ちているので心配している、公表はほんとうにやめて欲しいと繰り返し訴えたが、徳島保健所担当者は知事の判断となると述べた。

なお、その後、徳島保健所担当者が原告本店を訪問したことは一度もない。

(4) PCR検査による「陰性」の判定（甲3、甲4）

近藤らは、原告本店店舗にコロナ感染者が来店していたことを知らされ、自らや従業員が感染をしているのではないかを確認する必要があると判断し、徳島保健所に対し、店主である近藤と従業員らのPCR検査を実施することを求めた。徳島保健所はPCR検査に余裕がなく、すぐに検査を受けることはできないとのことであったが、近藤は万が一のことを考え、徳島保健所に強く頼み込み、近藤ほか従業員複数名のPCR検査が行われることとなった。

近藤及び当日に接客した可能性のある従業員らは、同日午後2時ころ徳島保健所に赴き、ドライブスルー方式でPCR検査を受け、同日の夜、陰性が確認された。

(5) 被告徳島県知事による同意なき店名公表（甲5の1）

被告徳島県飯泉嘉門知事（以下、「被告知事」）は、同月31日午前10時ころ開催の定例記者会見（以下、「本件記者会見」）において、各種マスメディアの記者らが取材し、またインターネット中継（生配信・録画中継）

がなされている状況下で、以下のとおり発言した。

(知事)

それでは、発表事項の前に1点ご報告を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症患者の発生についてであります。

新型コロナウイルス県内第20例目の濃厚接触者である同居の家族1名につきまして、昨日、7月30日木曜日となりますが、23時、徳島県立保健製薬環境センターの検査により、新型コロナウイルス感染者であることが確認されました。

それでは、患者さんの概要を以下申し上げていきたいと思います。新型コロナウイルス県内第20例目の濃厚接触者である同居のご家族でありまして、年代は20代男性、居住地は同居されておられますので徳島保健所管内、積極的疫学調査の観点、公衆衛生の観点から市町村名を申し上げますと小松島市在住の方であります。職業は会社員。

次に症状であります。昨日30日咽頭痛が出現をされておられます。経過につきましては、7月29日水曜日、同居のご家族が県内20例目となる新型コロナウイルス感染症と確認され、昨日の30日23時、保健製薬環境センターによる検査の結果、新型コロナウイルス感染症であることが確認されました。患者さんの行動履歴についてであります。発症の2日前から追っていきますと、7月28日火曜日以降についてはご自宅で過ごされていた、このようにお聞きをいたしております。なお現在、感染症指定医療機関に入院調整中であります。

県としては、引き続き県民の皆様方に今後とも適切に情報提供をさせていただいているところでありますが、県民の皆様方のご不安にお答えをさせていただくため、フリーダイヤルによるコールセンター0120-109-410、0120-109-410、「トーク、しっとー」であります。こちらを設置をしているところでありますので、ご活用いただければと思い

ます。また、感染を心配される場合には、県内6保健所に設置をさせていただいております帰国者・接触者相談センターにご相談をいただければと思います。

なお、同居のご家族の残り3名、また県内22例目の方の濃厚接触者である同居のご家族1名、県内23例目の濃厚接触者である同居のご家族3名につきましても、昨日30日のPCR検査を実施したところ、7名とも「陰性」と結果が出ましたので併せてご報告をさせていただきます。今後、保健所による14日間の健康観察を開始し、健康状況の確認を行うこととしております。

なお、県民の皆様方にはプライバシー保護の観点、マスコミの皆さま方にも是非ご協力、ご配慮をよろしくお願いを申し上げたいと存じます。改めまして、皆様方には3密の徹底回避、また手洗い、手指消毒の励行、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、また、発熱などがある場合、特に体調が悪いと自覚をされた場合には出勤などなされないように基本的な感染防止対策の徹底をお願いをしたいと存じます。

併せまして、感染が多発している地域への移動や出張については、十分に感染症対策をとっていただくようによりよろしくお願い申し上げたいと存じます。

なお、この際、追加の情報提供をさせていただきたいと思います。昨日30日に発表をさせていただきました県内20例目の方に関しまして、26日の日曜日、立ち寄られた藍住町の飲食店、このお名前でありましたが、同意をいただきました。「王王軒本店」であります。まず私の方からのご報告は以上となります。

その後、同知事は、記者からの質疑応答においても以下のとおり発言をしている。

(幹事社:朝日新聞社)

冒頭コロナの報告があったので、コロナ全般と発表事項含めて質問させていただきます。

幹事社からいくつか質問させていただきますが、20例目の方、確か大阪府在住なので、同居というよりはご実家にお住まいの家族ということですか。

(知事)

そうです。一緒に小松島で。

(朝日新聞社)

あと、立ち寄られたお店は、もう一度おっしゃっていただきたいのですが、王王軒とおっしゃいましたか。

(知事)

それは20例目の方です。昨日、藍住町で、ということで、お店の同意が得られておりませんでしたので、「お店で」というだけだったのですが、同意が得られましたので、それが王王軒の本店。

(朝日新聞社)

字は。

(知事)

王王軒と書きます。

(朝日新聞社)

このお店に立ち寄られた時間は、26日の夜でしたかね。20例目の方の立ち寄られた時間は夜でしたかね、確か。

(知事)

夕方5時半から5時50分、20分間ですね。

(朝日新聞社)

確か、ここに20例目の方の友人8人も一緒に行っていたということだったのですが、その方達のPCR検査の結果はどうだったのでしょうか。

(知事)

それはこれから、現在調整中です。

<中略>

(徳島新聞社)

王王軒さんには、公表の同意を求めたということなんですけれども、その理由はこういった理由からでしょうか。

(知事)

これはご本人からの話で、行かれたときにお店がいった。つまり、感染する注意を、そのお客さん達には促す必要がある、こうした観点から、(公表を)求めたということです。

(徳島新聞社)

ではなくて、大抵ラーメン、そういうお店では、カウンター席が割と多いということですね。

(徳島新聞社)

王王軒さんはそういう対策はされていたのでしょうか。

(知事)

と考えております。我々としては。

(徳島新聞社)

考えているというのは。消毒をされていた。けれどもいっばいで、密の状態であったので、公表をしたということですか。

(知事)

そういうことです。

(感染症・疾病対策室長)

マスクはやはり食事の時はマスクは外すので。

(徳島新聞社)

マスクもしないので、ということですか。

(知事)

一番はやっぱり、いっばいだったということですね。

3 同意なき店名公表後の経過

(1) 徳島新聞インターネット版による記事の掲載 (甲6)

本件記者会見後、徳島新聞は、同日昼ころまでには「徳島県は31日、小松島市の20代男性会社員が新型コロナウイルスに感染したと発表した。29日に県内20例目として感染が確認された、大阪から帰省中の20代男子大学生と同居する家族で、濃厚接触者として30日にPCR検査を受けた。県内で感染が確認されたのは計25人になった。飯泉嘉門知事は31日の定例会見で、大学生が26日に食事した藍住町の飲食店は「王王軒本店」だったと明らかにした。」とする記事をWEB版に掲載した。

同記事を引用した書き込みは、現在もインターネットで閲覧が可能である。

(2) 徳島保健所等への抗議

近藤は、同日昼ころ、知人から、インターネットにコロナの関係で店名が出ていると知らされた。近藤は、公表は止めて欲しいと繰り返し述べていたにもかかわらず、店名が公表されたことに驚いたが、さらに本件記者会見のインターネット中継を確認すると、同意などしていないにもかかわらず、同意の上で公表したと知事が述べていたことがわかり、さらに困惑した。

近藤は、同日夕方ころ、徳島保健所担当者に電話をし、同意をしていないのに公表されたことに抗議をし、同意が得られていないにもかかわらず店名を公表したことに対する知事の謝罪と、従業員らがPCR検査で陰性であったことも告げられないまま公表をしていたので、従業員ら全員が陰性であったことを公表して欲しいと求めた（甲3）が、徳島保健所担当者はこれに応じなかった。そのため、近藤は、以後、被告徳島県保健部局に対しても数回抗議をしたが、被告は全く取り合おうとしなかった。

(3) 同年8月の急激な売り上げの減少

令和2年春ころからの新型コロナウイルス感染症のまん延により、原告らを含む飲食店は顧客の減少や自粛・時短要請などの影響で多大な経済的な打撃を受けた。もっとも、「第1波」と呼ばれる感染は同年6月ころまでには収束の兆しを見せ、客足も回復しつつあった。同年7月下旬からはいわゆる

「GO TO トラベル」キャンペーンもあり、夏休みシーズンに併せて政府による経済支援が始まろうとしていた時期であった。このような時期である同月31日の本件記者会見により、近藤の感覚ではまさに同日より客足がぴったりと止まる状態となった。インターネット上には、王王軒とコロナを結びつけるような書き込みもあった。かき入れ時となる8月に売り上げが大幅な減少となり、その影響は現在も続いている。原告らは、それぞれ小さな町でラーメン店を経営しており、全国的に見ればコロナ感染者が極めて少ない地域であったために、特に地元客の客離れが顕著であった。

(4) 同年8月12日の被告知事の記者会見（甲5の2）

被告知事は、同年8月12日に、記者より原告本店が同意をしていなかったにもかかわらず店名公表をしたのではないかと問われたことに対し、以下のとおり述べている。

（四国放送）

20例目の方について、お聞きしたいのですが、20例目の方、20代の大学生ですが、その方が立ち寄ったラーメン店についてですが、県の方が名前を公表したと思うが、ラーメン店の方は同意した覚えがないと訴えられていて、その件について、県と齟齬があるようですが、そのことについてご意見を伺えますか。

（知事）

我々としては、必ず保健所がそういったところにも立ち寄りまして、そして、その状況をお聞きして、その上でこの時はかなりいっぱいであったというお話もあって、お店がね、しっかりとその場合には公表していかないと気付きといった点があるので、これはお願いしますよね、という話をしたところ、「やむを得ないですよ」と回答をいただいたと。もちろん、お店のご主人にとってみると、その時やむを得ないと言われ

たとしても、例えば、一晩経ち二晩経ってくれば、当然のことながらもし名前が出たら、お客さん減っちゃうんじゃないかとそういうふうにお考えにはなられると。我々も例えばそれで一筆を取るとかですね。保健所の場合、いたしませんので、最初のファーストコンタクトで、この状況を判断して、これは公表しないとやはり広がりがある、そうした点をご指摘をして、公表について、といった点でやむを得ないという話をいただいた時点で、我々としてはさせていただくと。

ただ、そして、思い返せばということもありますから、念を押すということはこれからやる必要があるんじゃないか、我々もその報道でお店のご主人の方が、「同意をした覚えはない」という話が報道されているというのは、もちろんお聞きしております。

しかし、我々保健所が最初に行ったファーストコンタクトの時、そして、状況をお聞きした時には、やむを得ないという話をいただいた段階で我々としては、公表に踏み切ると。そして、積極的疫学調査。もちろん、お客さんが誰もいなかった、その方お一人と、あるいは2、3人ばらばらということであればね、それは保健所の面々が確認して、これであれば、あるいはきっちりと、例えば全部の席がアクリル板で仕切られていたとかね、それであれば、先ほどの医療機関であったり、施設について、対策が取れてる場合には公表しません、差し控えますということになりますので、そういう状況にはなかったということです。ここは、是非ご協力をいただくと。お気持ちはよくわかるということですね。

(四国放送)

県としては感染拡大の懸念があるので、きちんと説明をした上で向こうがやむを得ないと、一応これは同意という認識。

(知事)

一般には捉える。

(四国放送)

ただ、今後先ほどおっしゃったように思い返せばということもあるので再度確認するのか。

(知事)

というよりも、その段階で念を押すということですね。よろしいですね、と。やはり、相手方の立場のことも考えるとなかなか、駄目を詰めるということ、なかなかしづらい部分、やむを得ない、この一言をいただければ、我々としては出ささせていただくということですが、そういった点もありますので、これからはそういった点をきっちり詰める。あとになってもう一度ということでは決してありませんので、これはスピーード感、これが求められる。

また感染症法の第 16 条の第 1 項、今回ここの解釈を全面的に国が変えてきた、積極的にこれで公表するようにと、我々全国知事会から積極的疫学調査に対して、やはりご協力を得れない、あるいは嘘をつく、こうした事例が全国で多発して、そして感染拡大に、結果つながってしまう。これは何としても、罰則規定を設けてでもやらないとこれは抑えきれないということで、昨日も西村大臣の方に強く言わせていただいておりますがね。そういう中で、実は解釈を感染症法第 16 条第 1 項は変えてきて、そして、この場合には積極的に公表していくと、いう形に今なっています。

新しい生活様式、あるいは、ガイドライン、これが守られていないと、ということが確認され、そこで感染が出たといった場合にも、その旨を付して、これは公表していく、これまでとは全く違う、今状況になってき

てるということも、是非ご理解をいただきたい。

つまりこれからは、社会経済活動を上げていく、そうした段階で、でも感染を抑えなきゃならない、しかも、日々これだけの感染が出ている、ということになると、よほど今ある法律、あるいは様々な手続き、こうしたものについて、感染を抑える、最大限にこの方向を打ち出さなければ、とてもじゃないですけど、この社会経済活動を上げていくといったことについては、難しくなる。

それは、ひいては日本の経済が終わってしまうということになりますので、ここは我々全国知事会、そして、国に対して、国もそうであると思うんですけどね、しっかりと対策を進めていくと、いうことになります。

(四国放送)

今回のケースですとやむを得ない、念を押すとして本当にいいんですかと聞くということか。

(知事)

本当にいいですかというのを。公表させていただきますよと。

(四国放送)

今後はそれをしていくと。

(知事)

それはその時の話ですが、今後は感染症法の第16条の第1項の解釈が変わってきていますから、積極的に我々としてはこれはそういう対策がなされていない、そういったところで仮にクラスターが出た、今まで例えば、大阪のライブハウスの話がありましたね。そして、吉村知事が何度も向こうにアプローチをかけて、結果公表がOKになったと。ただあ

れによってうちもそうですけど、高知でものすごく大きな、あれが出てきましたけど陽性者がね。

だからそうしたことを考えると、これからはもうクラスター発生が出た、直ちにも公表してしまう。

それから今度は立ち入った場合に、今回のガイドラインがしっかり守られてなくて、陽性患者が出たと、もちろん今回のラーメン店の話はそこで出たということではないんです。

ただ、陽性患者の人がそこに寄られている。そして、いっぱいのお客さんがいたと、いうことから、これはやむを得ないですねという話になります。

ですからこれからは、運用基準がかなり変わってくる。極力公表していくという方向に移っていくということも、是非ご理解をこれは国民の皆さん方にいただきたい。

ですから、是非ご協力、かといって何もなく一方的にこれをしますよ、対策やってるのにやりますよ、これはできないわけですけどね。ただ、クラスターが出た場合は違う。

(徳島新聞社)

古い話になるが、26例目と28例目の方が数時間にわたって徳島市の飲食店を3店舗回っているという事例があったのですが、あのおとき普通に考えて恐らくマスクを外して飲食されていたと思うが、一方で王王軒さんは滞在時間は20分だったと思うが、その辺で一貫性がないように思われるが、この場合はなぜ公表は控えたのか。

(知事)

一貫性がないのではなくて、そこのところは保健所が必ずそこに入って、その状況を確認をした上で対応する。別にラーメン屋さんのところ

だけそういう特別な扱いをしたということではなくて、入った時にお店がほぼ満杯の状態であった。これはご本人がそのように言われているところでもありますので、そうしたところから当然お店に行って、その状況を見て、当然その保健所が行ったときには、お客さんがたくさんいるわけではありませんからね。

ただ、もう一つの26例目と28例目、これは恐らく深夜にかけて、という話も聞いていました。その段階では恐らく、お客さんが満杯であったということは恐らくなかったんじゃないか。もちろんそれが満杯であったら同じ扱いになっていたことは明らかです。

(徳島新聞社)

満杯でなかったというのは、ご本人がおっしゃっていたとか、お店に確認は取られたのですか。

(知事)

これは入って、確認させていただいています。

(徳島新聞社)

今後も満杯でなかったらたとえマスクを外して長時間滞在したとしても公表はしないということになるのか。

(知事)

その時の状況ですね。それはそのために保健所があるわけで、決して私が勝手に言ってるわけでもなんでもないわけですから。

(徳島新聞社)

満杯だった以外に公表しなかったという条件になったのってあるんですか。26 例目、28 例目、具体的にありますか。

(知事)

その時の状況なんでしょうね。そのお二人は、当然陽性患者になってるわけですから。あるいはお店の人たちが、どんな対応をしたのか、まずはうつる可能性があるお店の方、だからお店が、防御ちゃんとできてるのかどうか。

次にお客さんがまたマスクを仮につけてないとした場合にも、大声を出していたか、例えばカラオケ屋さんだったのか、単なる飲食店だったのか、これは大分様相が変わってくると、いうことで今では、大体類例化ができてきまして、やはり一番のポイントは近接をして大声を出す環境にあったかどうか、これが一番大きなポイント。ということで、今国も、我々都道府県も大声を出しての飲食、特にお酒を伴うものについて控えていただきたい。昨日そのための啓発グッズを出したっていうのもそれに関係をすることとなります。

(徳島新聞社)

この3店舗を巡ったときお酒は召し上がっていたのか。

(知事)

当然深夜ですからねと、聞いていますが。

(徳島新聞社)

ただ大声は出していなかったのかということか。

(知事)

そういう状況にはなかった。

(徳島新聞社)

ちなみにお店側に公表は求めたのか、この場合。

(知事)

そうした場合はお店の公表を求めるといよりも状況を聞き取りをして、その段階で大丈夫だということであれば、何も我々としては公表したいが故にやってるわけではない、もちろん。当然、感染症法上は第2項の方に、あくまでもプライバシーをしっかりと守るんだと、風評被害を防ぐという項目もあるわけですから、当然積極的疫学調査の中でこれは公表をせざるを得ないと踏み込んだ場合に公表、同意を求めてきた。でも今は、それは積極的に公表していく、こういうふうな解釈が変わっている。でも第2項は残っているということですから、我々として積極的にとにかく公表するんだと、いう立場にあるわけではない。ただ積極的疫学調査の結果、それは感染拡大を招く恐れがあるということであれば、もちろん今の状態でも同意を求める。ただクラスターの場合には、もう同意は関係ない。こういう状況になっていることを是非ご理解をいただきたい。

というのは、これまでの様々なそうした事例が、全国では起きているんですよね。ということで、統一したやはり方向性というものを定めるべきだ。強く我々全国知事会として、申し入れをしてきて、今国の方でも、そういう統一見解になったということです。

(徳島新聞社)

26 例目と 28 例目は特に公表するということで同意は求めているのか。

(知事)

はい。

被告知事は、「…必ず保健所がそういったところにも立ち寄りまして、そして、その状況をお聞きして、その上でこの時はかなりいっぱいであったというお話もあって、お店がね、しっかりとその場合には公表していかないと気付きといった点があるので、これはお願いしますよね、という話をしたところ、「やむを得ないですよ」と回答をいただいたと。」と述べるが、前述のとおり、徳島保健所が原告本店に臨場した事実は全くないし、近藤は店名公表について同意をしていない。

(5) その後の経緯

原告本店は、同意をしていないにもかかわらず「やむを得ないですね」と同意したなどとされ、その後も誠実な対応をしない被告の態度に強い不信感を抱き、以後、弁護士を通じて質問書の送付や謝罪等の要求などを求めてきたが、被告は裁判所に対して県としての見解を述べるなどとする極めて不誠実な態度に終始したため、やむなく提訴に及んだ次第である。

4 国家賠償法 1 条 1 項

(1) 原告らの名誉・信用・営業の自由権・財産権の侵害

新型コロナウイルス感染症のまん延は、現在も進行中であるが、コロナに関する差別・偏見・誹謗中傷・デマなどの風評被害も残念ながら後を絶たない。

感染症法も前文で「…我が国においては、過去にハンセン病、後天性免

疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」とし、同法16条2項は「前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない」と定めている。

原告らの営むラーメン店のような、極めて零細な飲食店にとって、コロナに関する風評は営業継続にとって致命的な情報であり、全国的に見ればコロナ感染者数が小さく、さらに、藍住町や石井町のような小さな町においては、コロナ感染者が立ち寄ったというだけで、店舗の業績悪化やそこで働く従業員やその家族へのあらぬ偏見や差別が生じかねない。

原告本店において、感染者が発生した事実もないし、ましてクラスターが発生した事実もない。感染者の同行者である友人も感染は確認されていない。近藤も従業員も30日には陰性が確認されている。単に、感染者1名が20分ほどラーメンを食べただけである。わが国では、クラスターが発生した飲食店について、店名公表ができるか否かが議論されている段階であるにもかかわらず、店名を公表すれば、まるで同店舗でコロナが発生したかのようなあらぬ風評を招いたり、同店舗に行くとコロナに感染する、同店舗の関係者に接触するとコロナに感染するなど、あらぬ差別・偏見・誹謗中傷を招く事態となり、客足が激減することは明白である。

また、原告石井店は、原告本店とは別法人が経営をしているが、原告本店で修行をした[REDACTED]（原告石井店代表者）がいわゆるのれん分けをしてもらったお店であり、「王王軒石井店」として経営しているため、王王軒と名指しされることで、同様の被害にあうことは自明である。地元県民であっても、原告本店と原告石井店が別法人経営であると認識することはない。

本件記者会見による店名公表は、原告らの名誉・信用・営業の自由権・財産権を侵害するものである。

(2) 違法性

感染症法16条1項は「情報の公表」について、積極的な公表を定めているが、感染者の立ち寄り先の店舗名の公表を直接要求した規定ではない。

また、厚生労働省が令和2年7月28日付けで「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について」と題する通知（甲7）を発しているが、同通知のもととなる基本方針はあくまでエボラ出血熱など「一類感染症患者に関する公表基準」であることに留意されるべきであるし、同日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」では、「4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表」として「クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこと…を改めて周知する」としており、念頭にあるのはクラスターなど感染者が発生した飲食店名のことである。原告らの店舗で感染者は「発生」していない。

そして本件記者会見を見ても、何の目的で店名公表をするのか、誰に対して情報提供を呼びかけているのか、情報提供を受けた者にどのような行動をとることを呼びかけるのかなどについては一切触れられておらず、他方で、近藤ほか従業員が陰性であったことなど安全・安心や原告らの営業や人権に対する配慮が何らなされていない。

本件記者会見では、付け足しのように「…なお、この際、追加の情報提供をさせていただきたいと思います。昨日30日に発表をさせていただきました県内20例目の方に関しまして、26日の日曜日、立ち寄られた藍住町の飲食店、このお名前ではありますが、同意をいただきました。「王王軒本店」であります。まず私の方からのご報告は以上となります。…」とだけ述べられており、これではただの興味本位の情報提供にしかならな

い。

したがって公表の目的に正当性は見いだせず、公表の内容の性質は飲食店とコロナ感染という極めて機微な情報であるにもかかわらず、公表の方法や対応は極めて雑ばくであり、かつ、感染症法16条2項の「個人情報の保護に留意」していない。

本件では、コロナ感染者が公表の5日前の26日に20分ほど原告本店でラーメンを食べただけであり、30日には、原告本店の従業員らの陰性が確認されているのであるから、31日時点では既に店名の公表の必要性は存在しなかったこと、感染者の同行者である友人の陽性も確認されておらず、いわゆるクラスター発生事案ではなく、緊急性も認められなかったこと、31日時点において既に確認されている従業員らの陰性について触れられないまま店名公表がなされており、店名公表によって生じる風評被害などへの対策措置が何ら講じられていないことなどに鑑みれば、公表によって見出される利益よりも、原告らにもたらされる不利益の方が明らかに大きく、公表の目的に正当性がなく、かつ、公表の手段として相当性はないから、本件記者会見による店名公表は社会的相当性を著しく欠き違法である。

(3) 同意がないこと

近藤は店名公表について「やむを得ない」などとして同意をしたことは絶対がない。7月30日午前8時55分の突然の電話に動揺しつつも、店名公表が店舗や従業員などにもたらす影響を即座に感じ取り、店名公表は止めて欲しいと繰り返し述べている。近藤の対応は、飲食店経営者からすると当然の対応である。ところが徳島保健所の担当者が、公表するかどうかは最終的には知事が判断することになると一方的に告げてきただけである。これに対し、近藤は、知事に公表は止めて欲しいと伝えてくださいと懇願している。

しかし、被告知事は、原告本店が店名公表について同意をしたとして、本件記者会見を行っており、原告らの営業の名誉権・自由権・財産権に由来する自己決定権を侵害している。

また、そもそも前記のとおり、本件において店名公表をする必要性、緊急性がないのであるから、同意の有無は問題とならないし、同意を求めることも相当ではない。なお、仮に同意に基づく店名公表が許容される場合であっても、その「同意」とは、任意かつ真摯な意思に基づかなければならない。

(4) 小括

以上のとおり、被告知事の本件記者会見における店名公表は、公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に原告らに損害を加えたといえる。被告は、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負う。

5 損害 1社あたり慰謝料等550万円

(1) 慰謝料

本件記者会見により原告らが被った名誉・信用の侵害、営業の自由・財産権の侵害について、これを慰謝するために必要な慰謝料はそれぞれ500万円を下らない。

(2) 弁護士費用

弁護士費用は上記慰謝料の1割である50万円が相当である。

6 結語

よって、原告らは、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、それぞれ550万円及びこれに対する店名公表日の令和2年7月31日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いをそれぞれ求める。

証 拠 方 法

証拠説明書（1）のとおり

添 付 書 類

- | | |
|----------|----|
| 1. 委任状 | 2通 |
| 2. 資格証明書 | 2通 |